

一括運営に係る複数者制の導入について

児童クラブ通信

2022年8月号
vol.06
発行：富士市子ども未来部
子ども未来課
電話：0545-55-2731
FAX：0545-55-2956



■既に移行した児童クラブ対象

既に一括運営に参画している児童クラブであっても、旧運営委員会等（旧運営委員会に代わり地区と児童クラブとの連携を図ることを目的として設置された組織等を含む。）を中心とした運営母体が存在する場合は、令和六年度末まで個別の地区による運営を可能とします。

■まだ移行していない児童クラブ対象

「富士市放課後児童クラブ運営基本方針」では、一法人による一括運営を想定していましたが、委託先法人における予期せぬ運営不履行などの発生を未然に防止する危機管理の観点により、複数者制を導入することとします。

■これまでの経緯

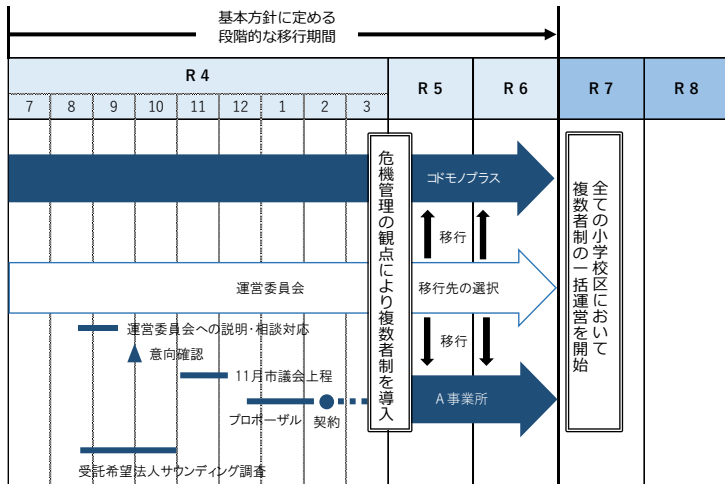
放課後児童クラブの一括運営業務委託については、「富士市放課後児童クラブ運営基本方針」に基づき、一般社団法人コードモノプラス（以下「コードモノプラス」という。）を受託者として、三年目となる本年度は、十五小学校区において運営を実施しています。こうした中、本年六月に開催された富士市議会福祉保健委員会において、放課後児童クラブの在り方等に関する陳情について審査がなされ、次のとおり要望が付されました。

児童クラブの委託先の複数選択制については、陳情者の要望のとおり、委託法人間の切磋琢磨の観点、また危機管理の面から必要であると考え、これまでの、1つの事業者への一括運営委託の方針を転換し、委託先を複数者とし、委託先を選択できる制度設計を要望する。

なお、その開始時期については、令和五年度当初に間に合わせるためには、公募や契約の手続上の時間的制約があることは考慮するが、可及的速やかに実施することを求める。

また、既に現委託先法人に移行している児童クラブの、他の委託先の選択については、先ほど求めた複数者選択制への切替えの中で、十分に検討するよう要望を付す。

- ① 令和五年度当初から複数者制を導入します。
- ② 運営委員会が令和五年度及び令和六年度に一括運営に移行する場合は、コードモノプラス又はコードモノプラス以外の市が選定した事業者による運営を選択できるものとし、令和七年度からは、全ての小学校区において複数者による一括運営を開始します。
- ③ 令和七年度からは、全ての小学校区において複数者による一括運営を開始します。



■今後の予定

これまでの経緯や今後の対応について説明するため、まだ移行していない児童クラブについては、運営委員会会長などを対象にした説明会を本年八月下旬頃に開催する予定です。

また、既に移行した児童クラブについても、旧運営委員会会長などを対象にした説明会を本年九月上旬頃に開催する予定です。

